

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条及び第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表・の項中「、石綿スレート」を削る。

第七十九条の四中「第七十七条第三号」を「第七十七条第四号」に、「第七十七条第五号」を「第七十七条第六号」に改める。

瓦ぶき		場合	がない	ぶき土
ぶき土				
			六四〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。

第八十四条の表屋根の項中

を		瓦ぶき	
がある	ぶき土	場合	がない ぶき土
九八〇	六四〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。	
下地及びたるきを含み、もやを含まない。		下地及びたるきを含み、もやを含まない。	

に改める。

ぶき	レイト	石綿ス	もやに	直接ふ	く場合	その他	の場合
がある		場合					

九八〇	二五〇	三四〇
下地及びたるきを含み、もやを含まない。	もやを含まない。	下地及びたるきを含み、もやを含まない。

場合

第百十五条第一項第三号イ・を次のように改める。

・ 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

第百十五条第一項第三号イ・中「覆う部分」の下に「その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分」を加え、同号口中「の上」の下に「又は周囲」を加える。

第百二十三条の二中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第百三十条の二の二第一項第二号中「ごみ焼却場」の下に「その他のごみ処理施設」を加え、同項第三号中「産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下この項において同じ。）の処理施設」を「産業廃棄物処理施設」に改め、同号二中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「廃

「産業廃棄物処理施設」という。）を「産業廃棄物処理施設」に改め、同号リ中「ポリ塩化ビフェニル汚染物」の下に「又はポリ塩化ビフェニル処理物」を加え、同号中力及びヨを削り、ワを力とし、ヲをワとし、ルをヲとし、同号又中「別表第五の下欄」を「別表第三の三」に改め、「物質」の下に「又はダイオキシン類」を加え、同号中又をルとし、リの次に次のように加える。

又 産業廃棄物処理施設施行令第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破砕施設 百トン

第三百三十条の二の二第一項第三号に次のように加える。

ヨ 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 ○・二トン

タ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 ○・二トン

レ 焼却施設（ニ、へ、リ及びカに掲げるものを除く。） 六トン

第三百三十条の二の二第一項第五号中「ごみ焼却場」の下に「その他のごみ処理施設」を加え、同項第六号中「産業廃棄物の処理施設」を「産業廃棄物処理施設」に改め、同条を第三百三十条の二の三とする。

第三百三十条の二の次に次の一条を加える。

(位置の制限を受ける処理施設)

第三百三十条の二の二 法第五十一条本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百二十六号)第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

第三百三十八条第三項第五号中「その他の」を「又は第三百三十条の二の二各号に掲げる」に改める。

第四百四十四条の二の三中「第三百三十条の二の二」を「第三百三十条の二の三」に改める。

第四百四十九条第一項第二号及び第二項第二号中「その他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）」「を「産業廃棄物処理施設」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。ただし、建築基準法施行令第四十三条第一項、第八十四条及び第一百五十一条第三号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「その他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）」「を「産業廃棄物処理施設」に改める。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第五条の二第二

項第二号

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第二項第二号

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第三

条第二項第二号

理由

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、位置の制限を受ける処理施設を定める等の必要があるからである。